

大阪府規則第三号

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に

第一條 趣旨 この規則は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労

の支援に関する条例（平成二十一年大阪府条例第八十四

号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定

めるものとする。この規則の用語の意義は、条例の定めるところに

（定義）よる。この規則の用語の意義は、条例の定めるところに

第三條 障害者雇用状況の報告（一項の規定による報告は、当該報

告の日直前（六月一日）の障害者数が法定雇用者数以上

であるかどうにかける雇用の障害者数とする。障害者数に

当該各号に定められた日（当該日）を起算して十日を経過する

場合、契約を締結した日の翌日から起算して十日を経過する

場合、補助金を経過する日（様式第一号）に定められた日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

日（当該日）を起算して十日を経過する日（当該日）を起算して十日を経過する

第八條 条例第二十條の規定による報告は、障害者雇入、
れ計画の期間の末日の翌日から起算して四十五日以内によ
りしなけれはならない。状況報告書（様式第五号）によ
りしなけれはならない。状況報告書（様式第五号）によ
第九條 第六号と第二十二條第二項の証明書は、身分証明書（様
式第九號）と第二十二條第二項の証明書は、身分証明書（様

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。